

# 21世紀を迎える共同募金のあり方 について（論点整理）

平成9年12月24日  
社会福祉法人中央共同募金会

標記のことについては、本会に設置する「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」において、昨年2月21日に提出された答申（中間報告）を推進するうえで、現行社会福祉事業法に規定されている共同募金に関する制度とそのあり方について検討を進め

ていたところ、今般、別添のとおり報告されました。については、今後貴省における社会福祉に関する構造改革論議に際し、ご参酌賜りたく提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

平成9年12月18日

## 21世紀を迎える共同募金のあり方について 論点整理

21世紀を迎える共同募金のあり方委員会

共同募金運動は、昨年半世紀の節目を迎えた。この間、わが国の経済状況、社会福祉に対する国民の考え方は大きく変化しており、共同募金運動においても、時代の要請に合った新たな活動が求められている。

このため、本委員会では21世紀にふさわしい共同募金のあり方の検討を、共同募金に関する現行制度を前提として行い、平成8年2月に「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」と題する答申を中央共同募金会に行った。

同答申では、より住民に身近な共同募金像の確立を目指すため、「新しい『寄付の文化』の創造と定着」と「住民参加の福祉コミュニティづくりの振興・支援」の2点を基本理念として位置付け、中長期的にとりくむべき具体的な改革案を示している。

今般、国においては、国民の社会福祉サービスに対するニーズの増大・多様化、児童福祉法改正、介護保険制度の動向に対応し、社会福祉事業、社会福祉法人等社会福祉の基盤制度のあり方について検討を行うこととされている。

本委員会では、こうした動向を踏まえ、同答申の提言事項に関しての一層の推進を図るため、社会福祉事業法に規定されている共同募金に関する制度とそのあり方について論議を重ね、現段階での主要な論点について以下のとおりとりまとめたので報告する。

今後、関係各位においてこれらについて更に検討が深められることを期待する。

## ・ 総論

### 1. 方針

#### (1) 半世紀にわたる実績を堅持し、今後とも共同募金運動の活性化を図る

昭和21年公布の憲法89条で、社会福祉事業の公私分離の原則が確立し、財政的に困窮が予想された民間社会福祉事業は、緊急に新たな財源確保の必要に迫られ共同募金が創設され、昭和26年には社会福祉事業法により制度化された

初期の共同募金は戦災孤児、引揚者など生活困窮者の援護に充てられ、その後、民間社会福祉事業の発展に寄与し、その功績は高く評価されるあわせて、現在、全国で200万人にのぼる募金ボランティアの半世紀にわたる地道な活動によって、18歳以上の国民の8割が共同募金への寄付を続けるなど（平成7年・中央共同募金会実施・「共同募金とボランティア活動に関する意識調査」）、共同募金会はわが国最大の募金団体として認知されており、国民の間に様々な意見はあるものの、その信頼は厚いとみてよい

一方で、国民の意識の多様化をはじめとして、社会状況が著しく変化している現在、これまで同様の募金方法で、国民の協力が今後も得られるかどうかは重要な課題と考えている。とくに、募金実績の7割を占めるわが国特有の戸別募金については、自治会・町内会等地域の組織の変化を踏まえ、若年層をはじめとして21世紀の共同募金運動を担う募金ボランティアの育成に努めるとともに、その募金方法の改善に努めなければならない

さらに、今後は、共同募金受配者の資金募集にかかわる規制緩和の可能性、あるいは共同募金会以外の助成団体との配分・助成面での競合等の状況が予測される

国民により支持される共同募金運動として活性化を図るためには、まず、共同募金が有する特性を明確にし、国民の意識や社会の動向の変化に配慮し、募金方法や配分方法の工夫、改革のための不断の努力が必要であり、共同募金関係者のさらなる意識改革と実践が求められる

以上のような状況を踏まえ、本委員会では、21世紀においても国民の信頼性のうえに立ち、住民参加の福祉コミュニティづくりの振興・支援の役割を果たすため、半世紀にわたる実績を堅持し、共同募金運動の活性化を図る方向で論議を行った

#### (2) 21世紀初頭を見据える

今回の検討は、規制緩和、介護保険、社会福祉の構造改革についての検討等他律的な要因が大きく影響することに配慮し、長期的視野に立った共同募金の将来像ではなく、21世紀初頭の当面の共同募金のあり方に主眼をおいた

共同募金が民間性を発揮するうえで、後記「  
。 現行の社会福祉事業法（共同募金関連）に対する主な論点」にあるとおり、規制緩和の動向を踏まえた検討を行った

#### (3) 本委員会答申（「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」）の方向性を順守

同答申および同答申に基づく実施要領（アクションプログラム）の方向性のさらなる進展を図るための検討を行った

とくに、同答申の基本理念である「新しい『寄付の文化』の創造と定着」と「住民参加の福祉コミュニティづくりの振興・支援」の2点の実現にむけた課題の解決を視野において検討を行った

### 2. 共同募金の特性（機能）

#### (1) 地域に密着した民間活動

各地域の状況に応じた住民の参加による民間の自主的な活動

民間活動の特色（先駆性・柔軟性・即応性・多様性等）を発揮

住民に対し、社会福祉に対する理解と関心や参加を啓発

ア．次代を担う児童・生徒の行うボランティア活動をはじめとした支援により、福祉教育の普遍性を高める

## （2）住民参加による運営

共同募金活動（募金・配分・企画等）や運営に住民が参加し、民意を反映した仕組みを構築  
ア．配分委員の一定枠の公募等  
募金および配分についての情報提供を充実し、理解・参加の推進  
運営について情報開示を行い透明化を推進

## （3）募 金

寄付や募金活動もボランティア活動であることを基本  
寄付者と共同募金会との双方向性を図ることに配慮  
ア．寄付者の自発的意思の尊重  
イ．共同募金会からの情報提供とあわせ寄付者の意見を聴く手段の充実  
《例》使途選択募金（ドナーチョイス）の導入や年間を通じた募金の受入れのための仕組みを充実  
ウ．寄付者に対する相談機能の充実  
時代に即応した多様な募金方法の開拓  
企業の社会貢献活動との連携  
ア．企業が行う社会貢献活動プログラムとの連携（寄付・社員のボランティア活動支援等）およびネットワークの拡充  
イ．企業、社会福祉団体（NPO（民間非営利団体を含む）、共同募金会）の3者の連携による共同事業の展開

## （4）配 分

「草の根」活動団体等非営利団体への配分を重点化  
ア．配分事業に伴う管理経費も配分対象  
イ．先駆的、実験的活動への配分枠の設定  
障害（児）者福祉等従来の民間社会福祉事業への配分  
ア．対象となる民間社会福祉事業の分野は、財源等経営面で厳しい環境におかれる施設・団体に限定し、配分の際は、支援する施設・団体を厳選し、有効な事業を指定し、配分の重点

化を促進

イ．社会福祉施設への配分は、措置費等公費によらない、法人が独自に行う地域住民を対象とした活動に重点化

配分内容のプログラムの明確化（プログラム別の配分「枠」の設定）

ア．プログラム例

（ア）「草の根」活動団体支援プログラム

（イ）申請の「公募」によるプログラム

（ウ）コミュニティサービスへの支援プログラム

（エ）地域における「今日的な課題」を解決するためのプログラム（先駆的活動プログラム）

（オ）共同募金会と社会福祉協議会との連携によるパイロット（モデル）事業プログラム

（カ）使途選択（ドナーチョイス）プログラム（分野・事業プログラム・個別団体等）

（キ）住民の生活に密着した保健・医療・教育等と社会福祉との境界領域事業への支援プログラム

## （5）支援機能をいかした配分

草の根活動団体等非営利団体に対し、助成に関する情報提供をはじめとして、配分にかかわる経理等に関する相談活動を充実し、草の根活動団体等に対し、金銭面からの支援にとどまらず、育成面からの支援機能を充実

## （6）支援に関する情報提供と調整・連携

民間助成財団等の情報の収集及び活動団体の資金ニーズの把握に努めるとともに、適宜、住民や活動団体に対し情報提供を行う。あわせて、他の民間資金との調整や連携に関し、仲介的な役割を果たす

## ・ 現行の社会福祉事業法 (共同募金関連) に対する主な論点

以下の論点は、共同募金の活性化・規制緩和に視点をおいた検討である。

今後、国における社会福祉の構造改革の検討等他律的要因によりさらに検討が必要である。

いずれの場合においても、共同募金にかかる社会福祉事業法に規定されている法的な枠組は維持することを前提とする。

### 1. 第七十一条

#### (1) 区域(都道府県)内配分の原則の緩和について

現在は「区域外」への配分は制限されているが、その規制を緩和し、一定の枠(配分額、配分の割合等)のもとに特定の事項に関し「区域外」への配分を可能にすることが必要である

上記「特定の事項」例

ア．災害時の対応

本委員会答申においても強くその実現を提言した「大規模災害等に即応したボランティア活動支援制度」を効果的に運用するため、「区域外」への配分を行う場合

#### (2) 配分の対象

国における今後の検討で、社会福祉事業の定義が変わる可能性があるが、現行法では、区域内の社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数への配分の原則等から、社会福祉法人等狭義の社会福祉に配分対象が片寄る傾向があり、今後は、公的介護保険等が整備・充実する中で、住民が参加する福祉コミュニティづくりへの支援やコミュニティサービスなど広義の社会福祉分野への配分あるいは保健・医療・教育等社会福祉の周辺(境界)領域への配分の促進を図るための弾力的な対応が求められる

同様に、個々の社会福祉法人がある程度寄付金募集が可能になることが予測される。しかしながら、自ら寄付金募集ができない社会福祉法人を含む民間非営利団体が多数出てきた場合、それらの団体

に代わって共同募金会が行う必要がある

### 2. 第七十七条

#### (1) 社会福祉事業等を営業者の過半数への配分の原則について

(2)現状では、社会福祉事業の範囲が拡大してきていること、その他の社会福祉を目的とする事業への配分が行われていること、およびより有効な配分を充実させていく必要があること等から、「過半数配分」という原則が現在合わなくなっている

### 3. 今後の検討に際しての留意事項

#### (1) 国における社会福祉の構造改革の検討状況等を踏まえたうえでの検討の必要性

上記の検討事項は、前述のとおり現行の法制度を前提として、答申事項の推進等を踏まえ、当面の共同募金のあり方を検討・協議した論点である  
本委員会では、国における社会福祉の基礎構造改革の検討結果を踏まえる等他律的要因に対して、改めて共同募金のあり方を検討し適切な対応を行う必要があると考えている

今後、本委員会として他機関での検討結果を踏まえる主な事項例

ア．社会福祉事業の概念、範囲等

イ．社会福祉の概念

ウ．社会福祉協議会のあり方

エ．公的介護保険の動向

オ．市民活動促進法案の動向